



任意代理契約における リーガルサポートの執務管理の取組

公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート

常任理事 佐藤 忠之

はじめに

私的な委任契約を締結して行う任意の財産管理等の契約（以下「任意代理契約」という。）は、法定後見又は任意後見が開始されるまでの間に委任者をサポートする一つ的手段として、一定のニーズがあるものと思われるが、様々な問題点も抱えている。その中でもとりわけ問題視されているのは、受任者による財産流用等の権限濫用の問題である。

残念ながら、問題は早々に現実化した。2006年、任意代理契約を締結した当法人の会員が、第三者による監督がなされないことをいいことに、不当に高額な報酬を受領し続け、本人の権利・財産を侵害していたとして、大きく新聞報道されるに至った。当法人にとって、決して忘れることのできない苦い記憶である。この不祥事を受け、2007年、当法人は、再発防止策に基づき『任意代理マニュアル』を策定し、任意代理契約を締結する際の運用指針を示した。以後、この運用指針に基づき、任意代理契約が適正に締結されるよう指導監督し、また受任者である会員には、定期的な業務報告の義務を課し、執務支援及び不正の防止・早期発見に努めてきた。

本年9月には、日本司法書士会連合会と当法人から「任意後見制度の利用促進に向けての提言」が発表され、また、他団体においても改善の提言がなされるなど、本人の自己決定権を尊重し、身上監護にも配慮した制度を目指す動きは、益々活発である。そこで、あらためて任意代理契約の問題に対する当法人の執務管理の取組を振り返り、今後の方向性を考えてみたい。

任意代理契約の主な問題点

任意代理契約は、委任者である本人に十分な判断能力があるときに締結されることが前提であるが、委任者の中には、理解力や判断能力が必ずしも十分とは言えない状態の方もいると思われる。むしろそのような不安を抱えているがために、サポートの必要性を感じて、任意代理契約の締結を望む方が多いとも考えられる。その一方で、情報量や知識、経験が大きく上回る専門職を受任者として契約が締結されることが多い。このような状況から、立場の弱い委任者側に権利侵害が生じ易いことは、消費者契約において日常的に起こり得る問題を考えると想像に難くない。

また、任意代理契約を締結したのち、本人の判断能力が低下した後も合理的な理由もなく法定後見の申立てや任意後見監督人の選任申立てがなされず、本人や第三者の目が届かない、いわば密室で財産管理が行われ得るということも大いに問題視されている。法定後見や任意後見の場合は、家庭裁判所や後見監督人の目が入ることによって適切な執務が担保されることになるが、任

任意代理にはそのようなチェック機関が特にないうえ、委任者の受任者に対する依存性が強い場合が多いと思われることも相まって、委任者のコントロールが的確に効きにくい点も危惧される。つまり、契約締結によって生じる結果が重大なものである反面、その契約が適正に締結・運用されることを担保する手続や機能が整備されているとは言えない状況なのである。

当法人の取組

当法人では、苦い経験の反省から、前述のとおり『任意代理マニュアル』を策定して契約を締結する際の運用指針を示し、適正に任意代理契約が締結されるよう、会員の支援及び指導監督に努めてきた。また、契約締結後には、定期的な事務遂行報告の提出を義務づけ、受任者である会員の支援及び指導監督を行ってきた。紙面の都合上、簡略ではあるが、主に契約締結時の取組について、そのポイントと目的を紹介したい。

1. 契約締結時における当法人の関与

任意代理契約を締結するには、当法人を立会人として関与させる2面契約か、当法人を監督人として契約当事者とする3面契約による方法に限るものとしている。委任者の同意を得て、当法人による契約内容の事前確認と、本人との面談（立会い）を行うことを必須とし、本人の判断能力及び契約内容に対する理解を確認し、本人の自己決定に基づく内容が契約に反映されるよう努めている。この契約内容の事前確認と本人との面談は、過去の不祥事を重く受け止め、密室での不適切な契約締結を防ぐために当法人が策定した運用指針の肝とも言える部分である。

契約書の原案を事前に提出してもらい、運用指針で定めた要件に沿って作成されていることを慎重に確認している。主なチェックポイントは以下のとおりである。

(1) 単独の任意代理契約は、原則として締結しない。

本人の判断能力が低下した場合は、受任者に対する本人のコントロールが及ばなくなる危険がある。任意代理契約は、あくまでも任意後見契約に関連して締結されることを原則とすることにより、適切な時期に任意後見監督人の選任手続が行われ、しかるべき監督を受けられるようにしている。

(2) 公正証書による契約締結を原則とする。

特に緊急性があるような場合を除き、公正証書での契約締結を原則としている。公証人の関与により、信頼性と客観性を備えた契約とすることが望まれる。

(3) 代理権の範囲は、原則として日常業務及び身上監護に関する業務に限定する。

広範囲な代理権の設定は、その濫用により本人の権利・財産が侵害される危険性が高まる。限定された代理権以外の業務については、将来的にその必要に応じて本人の支援を行うか、個別に委任を受けて対応するものとしている。

(4) 報酬は、原則として日当分を含めた定額報酬のみとする。

過去の不祥事を受け、任意代理契約の報酬は、原則として日当分を含めた定額報酬のみとし、特に定額報酬以外の報酬を必要とするときは、支部の事前承認を必要としている。

(5) 任意代理契約には、必ず以下の条項の趣旨が記載されているものとする。

- ① 本人が精神上の障害により事理弁識能力が不十分な状況になった場合は、すみやかに家庭裁判所に任意後見監督人選任の申立てを行うものとする。



- ② 家庭裁判所より任意後見監督人が選任された場合または後見開始の審判等を受けた場合は、任意代理契約における代理権は消滅する。

本人の判断能力低下後も任意代理契約に基づく財産管理を続け、本人のコントロールが及ばない中、結果として不適切な管理処分が行われてしまうことを防ぐ趣旨である。任意代理契約は、任意後見契約に関連して締結されるのを原則としていることから、本人の判断能力の低下を見極め、適切な時期にすみやかに任意後見監督人選任の申立てを行うべきことを明確にしている。

2. 契約締結後の遂行報告

任意代理契約締結後においては、当法人の会員である受任者は、定款の規定に基づき、当法人に対し定期的に任意代理の事務遂行に関して報告を行う必要がある。遂行報告に対する執務管理を通して、会員を支援すると同時に不正の防止・早期発見に努めている。

今後の展望

本人の判断能力は十分であるが、障害や病気などのため、身の回りのことを自分で行うことが困難な場合など、任意代理契約に対するニーズは広く大きいと思われる。その一方で、通常の委任とは異なり、長期にわたり本人の想いに寄り添い、また、その間に本人の判断能力が遡減することも想定される任意代理契約においては、受任者の権限濫用の防止がより一層図られた仕組みが求められる。

当法人では、前記のとおり、支援及び指導監督に努めてきたが、これまでの取組を振り返り、立会の意義や在り方を再度確認し、契約書式の見直しを行うなど、より充実した支援及び指導監督を行えるよう検証を進めている。本人や第三者の目が届かなくなるということが最も危惧される任意代理契約において、当法人が指導的・監督的な立場で関与しているということには、とても大きな意義があると考ええる。それゆえ、課せられた社会的責務もまた重大である。

執務管理を通して、本人の能力の活用及び自己決定権の尊重、また身上監護への配慮にも行き届いた、利用者が安心して利用できる制度を目指し、一方で受任者である会員側にとっても、当法人から適切な指導監督を受けることが、ひいては適正な執務を行っていることの証明となる、そのようなバランスのとれた観点から、当法人における今後の支援及び執務管理の仕組みを地道に研究し追求したいと考えている。

リーガルサポート会員数8,478名 / 全国司法書士会員数23,535名 入会率36%

支部別 会員数及び入会率一覧表

2020年11月1日現在

| 支部名 | 司法書士 | | | 司法書士法人 | | | 支部名 | 司法書士 | | | 司法書士法人 | | |
|------|-------|-------|-----|--------|-------|-----|-----|-------|--------|-----|--------|-------|------|
| | L S | 司法書士会 | 入会率 | L S | 司法書士会 | 入会率 | | L S | 司法書士会 | 入会率 | L S | 司法書士会 | 入会率 |
| 札幌 | 151 | 510 | 30% | 0 | 14 | 0% | 石川県 | 85 | 199 | 43% | 1 | 1 | 100% |
| 函館 | 12 | 37 | 32% | 0 | 4 | 0% | 富山県 | 56 | 152 | 37% | 0 | 2 | 0% |
| 旭川 | 25 | 71 | 35% | 0 | 1 | 0% | 大阪 | 825 | 2,439 | 34% | 24 | 111 | 22% |
| 釧路 | 11 | 80 | 14% | 0 | 1 | 0% | 京都 | 261 | 575 | 45% | 10 | 23 | 43% |
| 宮城 | 118 | 332 | 36% | 4 | 9 | 44% | 兵庫 | 497 | 1,052 | 47% | 2 | 20 | 10% |
| ふくしま | 85 | 274 | 31% | 0 | 4 | 0% | 奈良 | 84 | 212 | 40% | 1 | 5 | 20% |
| 山形 | 66 | 155 | 43% | 0 | 0 | - | 滋賀 | 122 | 237 | 51% | 1 | 9 | 11% |
| 岩手 | 52 | 141 | 37% | 3 | 5 | 60% | 和歌山 | 56 | 165 | 34% | 0 | 1 | 0% |
| 秋田 | 54 | 112 | 48% | 1 | 2 | 50% | 広島県 | 231 | 535 | 43% | 6 | 14 | 43% |
| 青森 | 35 | 121 | 29% | 2 | 4 | 50% | 山口 | 68 | 224 | 30% | 0 | 3 | 0% |
| 東京 | 1,439 | 4,380 | 33% | 55 | 224 | 25% | 岡山県 | 130 | 363 | 36% | 0 | 12 | 0% |
| 神奈川県 | 461 | 1,213 | 38% | 13 | 50 | 26% | 鳥取 | 45 | 92 | 49% | 0 | 2 | 0% |
| 埼玉 | 320 | 901 | 36% | 9 | 34 | 26% | しまね | 6 | 108 | 6% | 0 | 1 | 0% |
| 千葉県 | 288 | 748 | 39% | 2 | 36 | 6% | 香川県 | 74 | 176 | 42% | 0 | 1 | 0% |
| 茨城 | 104 | 335 | 31% | 0 | 3 | 0% | 徳島 | 54 | 142 | 38% | 0 | 2 | 0% |
| とちぎ | 78 | 231 | 34% | 1 | 3 | 33% | 高知 | 56 | 112 | 50% | 0 | 5 | 0% |
| 群馬 | 122 | 292 | 42% | 0 | 6 | 0% | えひめ | 92 | 240 | 38% | 1 | 4 | 25% |
| 静岡 | 237 | 493 | 48% | 10 | 23 | 43% | 福岡 | 442 | 998 | 44% | 2 | 23 | 9% |
| 山梨 | 52 | 131 | 40% | 0 | 3 | 0% | 佐賀 | 49 | 126 | 39% | 1 | 8 | 13% |
| ながの | 120 | 365 | 33% | 3 | 4 | 75% | 長崎 | 64 | 160 | 40% | 0 | 4 | 0% |
| 新潟県 | 102 | 295 | 35% | 5 | 15 | 33% | 大分 | 46 | 167 | 28% | 0 | 6 | 0% |
| 愛知 | 376 | 1,307 | 29% | 8 | 51 | 16% | 熊本 | 146 | 333 | 44% | 2 | 12 | 17% |
| 三重 | 89 | 242 | 37% | 1 | 3 | 33% | 鹿児島 | 140 | 325 | 43% | 1 | 4 | 25% |
| 岐阜県 | 107 | 332 | 32% | 3 | 7 | 43% | 宮崎県 | 71 | 168 | 42% | 1 | 3 | 33% |
| 福井県 | 40 | 119 | 34% | 3 | 4 | 75% | 沖縄 | 57 | 225 | 25% | 1 | 7 | 14% |
| | | | | | | | 合 計 | 8,301 | 22,742 | 37% | 177 | 793 | 22% |

* リーガルサポートの会員数は、10月8日第3回理事会の日を基準としております。